

神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要領

平成22年3月31日 消防局長決定

（目 的）

第1条 この要領は、神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく防災福祉コミュニティ（以下「防コミ」という。）の育成支援事業を実施するために必要な細目を定める。

（防コミの結成に係る要件）

第2条 要綱第9条に定める消防局長が別に定める要件とは、次の各号すべてに該当する場合とする。

- (1) 結成する区域及び隣接防コミとの境界について、隣接防コミの承諾が得られていること。
- (2) 区域内に小学校が設置されている又は設置されることが決定していること。
- (3) 防コミとして本部組織及びブロック組織を構成することができ、結成することに関して管轄消防署長の同意が得られていること。

（防災資機材整備助成の対象資機材）

第3条 要綱第16条第2項に規定する防災資機材整備助成の対象となる資機材は、防コミが防災活動の用に供するもので、別表1に掲げるものとする。

（助成金の申請期間）

第4条 要綱第18条に定める消防局長が別に定める期間とは、次のとおりとする。

- (1) 運営活動助成 申請年度の4月1日から5月31日
- (2) 提案型活動助成 申請年度の4月1日から5月31日
- (3) 防災資機材整備助成 申請年度の10月1日から10月31日

（提案型活動助成の審査）

第5条 要綱第19条第2項で定める提案型活動助成の審査は、明確かつ公平な方法で助成するため、防災福祉コミュニティ提案型活動助成企画審査委員会（以下「審査会」という。）を設置して行うものとする。

2 審査会は、次に掲げるところにより、審査を行うものとする。

- (1) 地域の創造力を引き出すため、「地域特性」「先駆性」「地域貢献性」「実用性（効果）」「連携性」「将来性」「具体性」について審査する。
- (2) 審査会は、申請書類により審査する。

（審査会の組織）

第6条 前条に定める審査会は、委員をもって組織し、委員長を置くものとする。

2 委員長は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 委員長は、予防部予防課長とする。

(2) 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(3) 委員長は、委員及び審査に必要な細目を予め定めておかなければならない。

(審査会の開催)

第7条 審査会の開催は、委員長が委員の招集を行い、委員の過半数が出席した場合、開催することができる。ただし、あらかじめ別に定める採点表による採点結果を審査会に提出した場合は、出席に代えることができる。

(審査の方法)

第8条 審査会は、次の各号に定める方法により、審査を行うものとする。

(1) 審査会は、申請書類を基に採点方式により評価する。

(2) 採点の結果、得点上位のものから予算の範囲内で交付対象候補とする。

(3) 採点表による評価が同評価で交付対象の決定に関係する順位の場合には、審査会による総合評価点を加味し評価する。なお、同点の場合は、委員長の決するところによる。

(審査結果及び交付決定)

第9条 審査会の審査結果に基づき、助成対象候補及び助成すべき額を内定し、各消防署において、交付決定を行うものとする。

2 透明性を確保するため、審査結果は公表することを原則とする。

(審査会の庶務)

第10条 審査会の庶務は、予防部予防課地域防災支援係において処理する。

(審査会の細目)

第11条 審査会の細目は「神戸市防災福祉コミュニティ提案型助成企画審査マニュアル」の定めによるものとする。

(防災資機材整備助成の審査)

第12条 要綱第19条第2項に定める防災資機材整備助成の審査は、明確かつ公平な方法で助成するため、別表2に掲げる審査基準に基づき行うものとする。なお、審査事務は、予防部予防課地域防災支援係において処理する。

(審査の方法)

第13条 次の各号に定める方法により、審査を行うものとする。

(1) 審査は、別表2に基づき、採点方式により評価する。

(2) 採点の結果、得点上位のものから予算の範囲内で交付対象候補とする。

(3) 採点表による評価が同評価で交付対象の決定に関係する順位の場合には、総合評価点を加味し評価する。なお、同点の場合は、予防課長の決するところによる。

(審査結果及び交付決定)

第14条 審査結果に基づき、助成対象候補及び助成すべき額を内定し、各消防署において、交付決定を行うものとする。

2 透明性を確保するため、審査結果は公表することを原則とする。

(領収書提出によらない実績報告方法)

第15条 要綱第22条第4号に定める消防局長が領収書による使途の確認と同様と認めるものとは、当該防コミの地域の総会等で承認を得たものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の1条の2の規定は、平成30年4月1日以後に結成する防コミに適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

防 災 資 機 材 (No. 1)

用 途	品 名	助 成 対 象 と な る 規 格 の 目 安
消 火 用	小型動力消防ポンプ	D 1 級または C 1 級検定品 付属品：吸管 1 本、ストレナー 1 個、籐籠 1 個、 媒介金具 1 個 町野式 65♀×50♂又は40♂ A C
	スタンドパイプ	1セット内訳 スタンドパイプ 1本 単口引上式 (L 7 1 5) A C 媒介金具 1 個 町野式 65♀×50♂又は40♂ A C 消火栓キー 1 本 マンホールキーハンドル型 JIS 規格品 (上部32mm角)
	管鎗・ノズル セット	管鎗 A C ノズル 切り替え式 (直状放水・噴霧・停止)
	ホース	呼称 50mm 又は 40mm×20m 使用圧0.7 検定品 結合金具 町野式 AC グリップリング
	水消火器・ コンプレッサー	防災訓練用
	消火器 (粉末)	国家検定合格品
	消火器 (強化液)	国家検定合格品
	消火用バケツ	
	自立式簡易水槽	
救 助 用	スコップ	
	バール	
	おりたたみ鋸	
	鋸	
	おの	
	ハンマー	
	とび口	
	救助用ロープ	三つ打ち ナイロンレンジャーロープ
	墜落抑止用器具	胴ベルト型安全帯

別表 1

防 災 資 機 材 (No. 2)

用途	品 名	助 成 対 象 と な る 規 格 の 目 安
救 助 用	簡易ジャッキ	2 t 用ダルマジヤッキ
	チェーンソー (エンジン・電動)	付属品：切創防止用保護衣
	災害用救助工具セット	救助資機材がセットになっており、持ち運び可能なもの。※セットの救助資機材は、原則、防コミが防災活動の用に供するものに限る。
本 部 用	本部用テント	本部用 ※団体名を名入れすること。
	防コミ本部用指揮テーブル	折り畳み式で持ち運び可能なもの。
	冷風機	夏季 安全管理用
	ストーブ・ヒーター	冬季 安全管理用
	投光機	
	発電機	持ち運び可能なもの。
	コードリール	
上 記 に 掲 げ る 以 外 の 資 機 材	かまど・かまどセット	
	コンロ	大型（団体使用サイズ）とする。
	ヘルメット	国家検定合格品
	特殊手袋	ケブラー素材等の丈夫なもの。
	上着	ジャンパー等 ※団体名を名入れすること。
	携帯用電灯	
	拡声器	
	車いす	JIS マーク表示製品
	けん引式車いす補助器具	
	担架	
	おりたたみリヤカー	
	台車	
	収納庫	設置に係る費用を含む。
	はしご兼用脚立	
	災害多人数用救急箱	薬品単品は対象外とする。
	トランシーバー	特定小電力トランシーバー
	その他	消防局長が特に必要と認める資機材。

別表 2

審査基準（老朽化に伴う資機材の更新）

審査項目	査定項目
資機材更新・緊急度	緊急度
	緊急 該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に直ぐに影響を及ぼすもの。
	準緊急 該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に影響を及ぼすもの。
	緊急度低い （複数以上所有している資機材で）該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に影響を及ぼすもの。
資機材更新・破損、故障等	資機材の破損等の状態
	大 破損、腐食等が原因で、現状ではその機能を有していないもの。
	中 破損、腐食等が原因で、近い将来その機能に影響を及ぼす可能性が高い資機材。
	小 破損等若干認められるが、現状では、使用に際し問題なく、今後更新が必要だと思われるもの。

別表 2

審査項目	査定項目	
資機材更新・経過年数		経過年数
		20年以上
		15～19年
		10～14年
		5～9年
		1～4年

※原則、上記審査基準を基に審査し、点数の高い資機材から予算の範囲内で助成する。

※助成対象とならない資機材については、上記審査基準に関わらず助成対象外とする。

審査基準例（緊急度）

緊急（該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に <u>直ぐに</u> 影響を及ぼすもの） →収納庫の天井部分が破損し、収納庫の中が雨風等にさらされている状態。
準緊急（該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に影響を及ぼすもの） →投光器の故障で、夜間訓練、活動に支障が生じる。
緊急度低い（複数以上所有している資機材で、該当の資機材の状態が良くないことで地域の防災に影響を及ぼすもの。） →耐用年数が近づいている消火器の更新。

審査基準例（破損、故障等）※収納庫の場合

大（破損、腐食等が原因で、現状ではその機能を有していないもの） →収納庫の天井部分が破損し、収納庫の中が雨風等にさらされている状態。
中（破損、腐食等が原因で、近い将来その機能に影響を及ぼす可能性が高い資機材） →収納庫の天井部分に腐食箇所が認められる状態。
小（破損等若干認められるが、現状では、使用に際し問題なく、今後更新が必要だと思われるもの） →収納庫の天井部分、側面部分に若干のへこみが認められる状態。

別表 2

審査基準（新たな取り組みに必要な資機材）

審査項目
地域おたすけガイドを活用した訓練に伴う資機材
訓練に伴う資機材 (地域おたすけガイドを活用した訓練以外)
過去3年度以内にBOKOMIサポーター制度を活用した 防災福祉コミュニティ
統括防災リーダー用資機材
災害時要援護者支援用資機材
防災福祉コミュニティ本部運営用資機材
防災ジュニアチーム関連の資機材
風水害対策資機材
震災（津波）対策資機材

※審査の結果、採用不採用を決定する案件がいずれも同点の場合、地域の災害リスク、資機材のコスト、昨年度の助成対象の状況等を総合的に判断して助成対象を決定する。